

別記第1号様式（第11条関係）

調書一1

不利益処分調書

1. 違反行為者		
(1) 氏名又は名称		
(2) 住所又は所在地		
(3) 事業概要	ア 登録番号	
	イ 登録年月日	
	ウ 期限	
	エ 事業規模	
	オ 人員	
(4) 過去の不利益処分		

令和 年 月 日

報告者 氏名

調書一2

2 違反事実	
(1) 違反行為の概要	
(2) 違反条項	
(3) 継続性又は規模	
(4) 法令の知識及び理解	
(5) その他	

調書一4

4 予定される不利益処分内容及び根拠条項	
(1) 不利益処分の 内容	
(2) 根拠条項 (法)	

5 上記不利益処分を行う理由

様

京 都 府 知 事

聴 聞 通 知 書

が行った遊漁船業務が下記のとおり遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）に違反するので、法第 条の規定により、不利益処分を行うこととしております。

よって、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、聴聞を行いますので、下記により出席してください。

記

- 1 聴聞の件名
- 2 不利益処分の内容と根拠法令の条項
- 3 不利益処分の原因となる事実
- 4 聴聞の日時及び場所

令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

- 5 連絡・照会先

- 6 その他

- (1) 聴聞の日に出席して意見を述べ、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出できます。
- (2) 聴聞の日に出席する代わりに陳述書及び証拠書類等を提出できます。
- (3) 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料（不利益処分調書）を閲覧できます。
- (4) 代理人を選任できます。（この場合、代理人選任届を提出してください。）
- (5) 聴聞の日に補佐人とともに出席できます。（この場合、補佐人選任届を提出するとともに、予め聴聞主宰者の許可が必要になります。）
- (6) 聴聞の日に欠席し、かつ、その日まで陳述書及び証拠書類等が提出されないときは、聴聞が終結します。

第3号様式（第13条関係）

聴 聞 調 書

1 聴聞の件名	
2 聴聞の日時及び場所	
3 主宰者の職名及び氏名	
4 聴聞の日に出席した当事者等の氏名及び住所	
5 当事者等が聴聞の日に出席しなかった場合は、その氏名及び住所 ※当事者欠席の場合はその理由	
6 説明を行った職員の職名及び氏名	
7 職員説明の要旨	
8 当事者等の陳述の要旨 （提出された陳述書における意見の陳述を含む。）	
9 提出された証拠書類目録 ※必要に応じて現物添付のこと	
10 その他参考となるべき事項	

令和 年 月 日

主宰者 氏名

印

第4号様式（第13条関係）

聴 聞 報 告 書

農 林 水 産 部 長 様

1 聴聞の件名	
2 聴聞の日時	
3 聴聞の場所	
4 不利益処分の原因となる 事実に対する当事者等の主 張及び当該不利益処分がさ れた場合に事故の利益を害 されることになる参加人の 理由	
5 当事者等の主張に理由が あるかどうかについての主 宰者の意見	

上記のとおり、聴聞調書を添えて報告します。

令和 年 月 日

主宰者 氏名

印

報告者 氏名

様

京 都 府 知 事

弁 明 通 知 書

が行った遊漁船業務が下記のとおり遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）に違反するので、法第 条の規定により、不利益処分を行うこととしております。

よって、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、弁明の機会を設けますので、下記により弁明書及び証拠書類等を提出してください。

記

- 1 弁明の件名
- 2 不利益処分の内容と根拠法令の条項
- 3 不利益処分の原因となる事実
- 4 弁明書の提出先

- 5 提出期限
令和 年 月 日

- 6 その他

- (1) 提出期限までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する書類資料（不利益処分調書）を閲覧できます。
- (2) 代理人を選任できます。（この場合、代理人選任届を提出してください。）
- (3) 提出期限までに弁明書が提出されないときは、弁明の機会を放棄したものとみなします。

第6号様式（第15条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府知事



業 務 改 善 命 令 通 知 書

第 号の遊漁船業の登録については、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）第20条の規定により、下記のとおり業務改善命令としますので、速やかに改善してください。

記

業務改善命令の内容

理 由

※参考

この処分に不服のある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に京都府知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京都府を被告として提起しなければなりません。この場合において、京都府を代表する者は京都府知事となります。

審査請求をした場合この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注：用紙の大きさは日本工業規格A列4番とする。

番
年 月 日
号

様

京都府知事



事業停止命令通知書

第 号の遊漁船業の登録については、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第21条第1項の規定により、下記のとおり事業の全部（一部）を 日間停止しますので、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。

記

事業停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
（ 日間）

理 由

※参考

この処分に不服のある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に京都府知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京都府を被告として提起しなければなりません。この場合において、京都府を代表する者は京都府知事となります。

審査請求をした場合この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

番 年 月 号
日

様

京都府知事



登 録 取 消 通 知 書

第 号の遊漁船業の登録については、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第21条第1項の規定により、下記理由のとおり、取り消したので、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。

記

理 由

※参考

この処分に不服のある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に京都府知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京都府を被告として提起しなければなりません。この場合において、京都府を代表する者は京都府知事となります。

審査請求をした場合この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

番
年 月 日 号

様

京都府知事



改善命令通知書

貴団体については、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）第24条の規定により、「遊漁船業団体」として指定していますが、法第26条の規定により、下記のとおり改善を命じますので、速やかに改善に努めて下さい。

記

改善命令の内容

理 由

※参考

この処分に不服のある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に京都府知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京都府を被告として提起しなければなりません。この場合において、京都府を代表する者は京都府知事となります。

審査請求をした場合この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

番 号
年 月 日

様

京都府知事



指 定 取 消 通 知 書

貴団体については、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）第24条の規定により、「遊漁船業団体」として指定していましたが、法第27条の規定により、下記理由のとおり、「遊漁船業団体」の指定を取り消します。

記

理 由

※参考

この処分に不服のある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に京都府知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京都府を被告として提起しなければなりません。この場合において、京都府を代表する者は京都府知事となります。

審査請求をした場合この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第7号様式（第17条関係）

年 月 日

京都府知事

様

氏 名

業務改善報告書の提出について

年 月 日付け 号で通知のことについて、下記のとおり業務の改善
を行いましたので、関係書類を添えて御報告します。

記

業務改善命令の内容

改善の内容

第7号様式（第17条関係）

年 月 日

京都府知事 様

団 体 名
代 表 者 名

改善報告書の提出について

年 月 日付け 号で通知のことについて、下記のとおり改善を行いましたので、関係書類を添えて御報告します。

記

改善命令の内容

改善の内容

